

南信州広域連合火災予防条例施行規則

[平成11年4月1日]

[規則第19号]

改正 平成8年4月1日規則第1号
平成15年3月26日規則第2号
平成17年12月1日規則第7号
平成22年9月6日規則第2号
平成26年7月7日規則第4号
平成31年3月28日規則第1号
令和3年1月20日規則第1号
令和5年9月22日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、南信州広域連合火災予防条例（平成11年南信州広域連合条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第2条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険な物品（条例第23条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を持ち込んで서는ならない場所
 - ア 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台
 - イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
 - ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
 - エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、料理店又は旅館の舞台
 - オ 百貨店等の売場又は展示部分（食堂の部分を除く。）
 - カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - キ 屋内展示場で公衆の出入りする部分
 - ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- (2) 喫煙し、又は裸火を使用してはならない場所 自動車車庫又は駐車場
- (3) 危険な物品を持ち込んで서는ならない場所
 - ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（前号ア、イ及びウに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、料理店又は飲食店で、公衆の出入りする部分
 - ウ 車両の停車場及び船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降及び待合いの用に供する建築物に限る。）

エ 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

- 2 前項の消防長が指定する場所において、条例第23条第1項ただし書の規定により喫煙、裸火の使用又は危険物の持込み（以下「喫煙等」という。）の承認を受けようとする者は、喫煙等を行う日の3日前までに第9条第1号に規定する書類を消防長に提出しなければならない。
（警報装置等）

第3条 条例第31条の4第2項第6号後段の規定により設ける警報を発する装置は、音響をもって自動的に警報を発するものとする。

- 2 条例第31条の4第2項第10号の規定による流出を防止するための有効な措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) タンク周囲にコンクリート等で造られた流出止めを設けること。この場合において、流出止めは、最低タンクの側板から50センチメートル以上離れて設けること。ただし、タンクの位置等により流出止め内部の維持管理上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

(2) 流出止めの容量については、当該タンクの容量の全量を収容できるものであること。

（救助用具金具）

第4条 条例第39条の2の規定による救助用具金具は、次に掲げる仕様を満したものとする。

(1) 救助活動上有効な位置に金具が2個以上取り付けられていること。

(2) 金具を支持する金具は、主要構造部の鉄骨又は鉄筋に接合され、建築物に堅固に定着したものであること。

(3) 10,000ニュートン毎平方センチメートル以上の引張荷重に耐える構造であること。

(4) 金具は、直径19ミリメートル以上23ミリメートル以下の金属製の材料を用い、かつ、内径100ミリメートルの円型とし、これを支持する金具に固定することなく、金具が自在に動く構造であること。

(5) 防錆塗装等を施し、金具が腐食しないように措置されていること。

(6) 適正な維持に必要な点検及び整備を行い、救助活動上有効に保たれていること。

（避難経路図）

第5条 条例第43条の2の規定による避難経路図には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 避難施設及び避難器具の設置位置

(2) 避難経路

(3) 宿泊者に対する火災の伝達方法

(4) 避難上の留意事項

（標識、標示等）

第6条 条例第8条の3第1項、第11条第1項第5号、第11条の2第2項、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項、第3項及び第4項、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号、第39条並びに第44条第4号に規定する標識、標示等は、別表に掲げるものとする。

（指定催しの指定）

第7条 条例第47条の2第1項の規定により消防長が別に定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 予想される一日の人出が11万人以上の規模で、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超えるもの

(2) 消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの

2 条例第47条の2第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（様式第1号）を交付することにより行うものとする。

（指定洞道等の届出の様式等）

第8条 条例第51条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者は、第9条第2号に規定する書類に次に掲げる図書を添付して届け出なければならない。ただし、条例第51条の2第2項において準用する届出にあつては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路図
- (2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書
 - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
 - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理、喫煙管理等出火防止に関すること。
 - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難及び消防隊への情報提供に関すること。
 - エ 職員及び作業員の防火上必要な教養訓練に関すること。
 - オ その他安全管理に関すること。

2 条例第51条の2第2項に規定する重要な変更とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 経路の変更
 - (2) 出入口、換気口等の新設又は撤去
 - (3) 通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更
 - (4) その他安全管理対策等の大幅な変更
- （届出書、申請書の様式）

第9条 条例第47条の2から第51条の2までに規定する届出書又は申請書の様式は、次の各号に掲げる様式の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 禁止行為の解除承認申請書 様式第2号
 - (2) 指定洞道等届出書（新規・変更） 様式第3号
 - (3) 防火対象物使用開始届出書 様式第4号
 - (4) 火を使用する設備等の設置届出書 様式第5号
 - (5) 燃料電池発電設備・変電設備・急速充電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書 様式第6号
 - (6) ネオン管灯設備設置届出書 様式第7号
 - (7) 水素ガスを充てんする気球の設置届出書 様式第8号
 - (8) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書 様式第9号
 - (9) 煙火打上げ又は仕掛け届出書 様式第10号
 - (10) 催物開催届出書 様式第11号
 - (11) 水道・用排水路断水減水届出書 様式第12号
 - (12) 道路工事等届出書 様式第13号
 - (13) 露店等の開設届出書 様式第14号
 - (14) 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い（廃止）届出書 様式第15号
 - (15) 火災予防上必要な業務に関する計画提出書 様式第17号
- （口頭又は電話による届出）

第10条 前条第8号から第12号までに規定する届出は、口頭又は電話によることができる。

(立入検査の証票)

第11条 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条第2項（法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）及び火薬取締法（昭和25年法律第149号）第43条第4項の規定による証票並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第83条第8項の規定による証明書は、立入検査証（様式第18号）とする。

(火災警報の発令)

第12条 法第22条第3項の規定により発令する火災警報は、おおむね次に掲げる気象状況において、消防長が必要と認めたとときに発令するものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であり、かつ、最低湿度40パーセント以下であって、最大風速7メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(り災証明等)

第13条 消防長又は消防署長は、火災のり災及び消防用設備等の検査の結果について証明することができる。

(防火管理者修了証)

第14条 消防長は、令第3条第1項第1号イ及び第1項第2号イの規定により行った防火管理に関する講習会の課程を終了した者には、修了証（様式第19号）を交付する。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第15条 条例第52条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第52条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第16条 条例第52条第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日においてなお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、飯田広域消防本部のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月1日規則第7号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月7日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の南信州広域連合火災予防条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている書類（旧規則第8条第13号に規定する届出書を除く。）は、この規則による改正後の南信州広域連合火災予防条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

附 則（平成31年3月28日規則第1号）

この規則は、平成32年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月20日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の南信州広域連合火災予防条例施行規則第9条の規定により提出された届出書又は申請書は、この規則による改正後の南信州広域連合火災予防条例施行規則第9条の規定により提出されたものとみなす。

別表（第6条関係）

根拠条文 種 類		規 制 事 項		寸 法		色	
		幅cm	長さcm	地	文字		
第8条の3第1項 及び同条第3項 第11条第1項第5 号及び同条第3項 第11条の2第2項 第12条第2項及び 同条第3項 第13条第2項及び 同条第4項	燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨の標識	15以上	30以上	白	黒		
第17条第3項	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の標示	30以上	60以上	赤	白		
第23条第2項	「禁煙」「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤	白		
第23条第4項	喫煙所である旨の標示	30以上	10以上	白	黒		
第31条の2第2項 第1号	危険物又は指定可燃物を取り扱っている旨並びに危険物等の品名及び最大数量を記載した標識	30以上	60以上	白	黒		
第33条第3項	危険物の防火に関し、必要な事項を掲示した掲示板	危険物の規制に関する規則第18条の定め に準ずる					
第34条第2項第1 号	指定可燃物の防火に関し、必要な事項を掲示した掲示板	30以上	60以上	赤	白		
第44条第4号	定員表示板	30以上	25以上	白	黒		
第44条第4号	満員札	50以上	25以上	赤	白		
第39条	消防用水である旨の標識	消防法施行規則別表第1の4に定める標 識					

備考

- 1 標識類の記入文字については、条例第23条第2項の標識以外は特に限定することなく、例えば変電設備である旨の標識の記入文字は、「変電設備」「変電所」又は「変電室」のいずれでも差し支えないが、少量危険物、指定可燃物を貯蔵し取り扱っている旨の記載については、「少量危険物貯蔵取扱所」「指定可燃物貯蔵取扱所」とすること。
- 2 指定可燃物の防火に関し必要な事項の掲示は、可燃性液体類等にあつては、「火気厳禁」綿花類等にあつては「火気注意」とすること。

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

南信州広域連合
飯田広域消防本部
消防長

南信州広域連合火災予防条例第47条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

（教示）

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に南信州広域連合長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に南信州広域連合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。（訴訟において南信州広域連合を代表する者は連合長となる。）

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に南信州広域連合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
飯田広域消防本部消防長			
住所		(電話 番)	
申請者			
氏名			
南信州広域連合火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、下記により申請します。			
防火対象物	所在地	番地（電話 番）	
	名 称	用 途	
	関係者住所	番地（電話 番）	
	氏 名		
指定場所	指定番号	指定月日	
	階	階の用途	
	名 称	場所の用途	
	構 造	内部の仕上げ	
解と除すをる受行け為よう	種 類		
	期 間		
	理 由		
	内 容		
行為者	住 所	番地（電話 番）	
	氏 名	(年齢 歳) 男・女	職業
火災予防上 講じた措置 その他			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
 3 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名、年齢、性別及び職業を記載した書類を付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

指定洞道等届出書（新規・変更）

年 月 日	
飯田広域消防本部消防長 事業所名 届出者 所在地 (電話 番) 代表者氏名	
設置者	法人の名称
	代表者氏名
洞道等の名称	
設置場所	起 点
	終 点
	経 由 地
その他必要事項	
※ 受 付 欄	
※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

防火対象物使用開始届出書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>飯田広域消防本部消防長</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 (電話 番) 氏 名</p>					
所在地		(電話 番)			
名 称		主要用途			
建築確認年月日		建築確認番号		第 号	
※消防同意年月日		※消防同意番号		第 号	
工事着手 年 月 日	工事完了（予定） 年 月 日		使用開始（予定） 年 月 日		
他の法令による許認可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延面積	m ²
従業員数	公開時間又は従業員時間				
屋外消火栓、 動力消防ポン プ及び消防用 水の概要					
その他必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

(表)

防火対象物棟別概要（第号）	用途		構造					
	種別 階別	床面積	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
		m ²		消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

（裏）

防火対象物棟別概要追加書類（A4）

防火対象物棟別概要（第 号）	用途			構造				
	種別	床面積	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
	階別	m ²		消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火対象物棟別概要（第 号）	用途			構造				
	種別	床面積	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
	階別	m ²		消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

様式第5号（第9条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

飯田広域消防本部消防長		年 月 日		
住所		(電話 番)		
届出者		氏名		
防火 対象物	所在地	(電話 番)		
	名称	主要用途		
設置場所	用途	床面積	m ²	
	構造	階層	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	
届出設備	設備の種類			
	着工（予定） 年 月 日	竣工（予定） 年 月 日		
	設備の概要			
	使用する 燃料、熱源 加工液等	種 類	使 用 量	
安全装置				
取扱責任者の職氏名				
工事施工者	住所	(電話 番)		
	氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
4 設備の種類には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
6 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあつては、使用料欄には1時間あたりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあつては、1キロワットを860キロカロリーに換算すること。
7 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第6号（第9条関係）

燃料電池発電設備
 変電設備
 急速充電設備
 発電設備
 蓄電池設備

設置届出書

飯田広域消防本部消防長		年 月 日	
住所		(電話 番)	
届出者		氏名	
防火対象物	所在地	(電話 番)	
	名称	用途	
設置場所	構造	場所	床面積
		屋内（階）・屋外	m ²
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	不燃区画	有・無 換気設備 有・無
届出設備	電圧	V	全出力又は 蓄電池容量 kW kWh
	着工（予定） 年 月 日		竣工（予定） 年 月 日
	設備の概要	種別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他
主任技術者氏名			
工事施工者	住所	(電話 番)	
	氏名		
※ 受付 欄		※ 経過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧及び二次電圧を記入すること。
 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
飯田広域消防本部消防長			
住所		(電話 番)	
届出者		氏名	
防火対象物	所在地	(電話 番)	
	名称	用途	
届出設備	設備容量		
	着工（予定）年月日	竣工（予定）年月日	
	設備の概要		
工事施工者	住所	(電話 番)	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

水素ガスを充てんする気球の設置届

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>飯田広域消防本部消防長</p> <p style="text-align: center;">住所 (電話 番)</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名</p>									
設置請負者		住所		(電話 番)					
		氏名							
看視人氏名				他名					
設置期間		掲揚		自		至			
		けい留		自		至			
設置目的									
設置場所		地名・地番				用途		立入禁止の方法	
		地上又は屋上の別							
充てん又は作業の方法				日時		場所			
				方法		ガス置場			
構造		気球型		直径		材質			
				体積		厚さ			
		揚網		材質		太さ			
		電飾		電球の定格電圧		灯数		配線方式	
電線の種類						断面積			
総重量						その他 必要事項			
支持方法		掲揚							
				けい留					
※ 受付欄				※ 経過欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第9号（第9条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出書

年 月 日	
飯田広域消防本部消防長	
住 所	
届出者 (電話) 氏 名	
発生予定日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
発生場所	
燃焼物品 及び数量	
目 的	
その他必要事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 発生場所付近の略図を添付すること。

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

年 月 日	
飯田広域消防本部消防長	
住所 届出者 氏名	
打上げ 予定日時 仕掛け	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
打上げ 場 所 仕掛け	
周囲の状況	
煙火の種類 及 び 数量	
目 的	
その他必要な事項	
打上げ仕掛けに直接 従事する責任者氏名	(電話)
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ又は仕掛け場所の略図を添付すること。

催物開催届出書

年 月 日			
飯田広域消防本部消防長 住所 (電話 番) 届出者 氏名			
防火対象物	所在地		
	名称	本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間	自 年 月 日	開催時間	
	至 年 月 日		
収容人員	(電話 番)	避難誘導及び 消火活動に従 事できる人員	名
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受付 欄		※ 経過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

断 水
水道・用排水路 届 出 書
減 水

飯田広域消防本部消防長	住所 届出者 氏 名	年	月	日	(電話 番)
断 水 予 定 日 時 減 水	自	年	月	日	時 分
断 水 区 域 減 水	至				
工 事 場 所	年 月 日 時 分				
理 由					
現場責任者氏名					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断水又は減水区域の略図を添付すること。

道 路 工 事 等 届 出 書

飯田広域消防本部消防長 住所 届出者 氏名		年 月 日 (電話 番)
工事等予定日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	昼夜共
路線及び箇所	市 町 道 村	全面止め 号線 片側止め
工事等内容		
現場責任者氏名	(電話 番)	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄、は記入しないこと。
 4 工事等の施工区域の略図を添付すること。

露店等の開設届出書

年 月 日			
飯田広域消防本部消防長			
住所		電話（ ）	
届出者		氏名	
開設期間	自 年 月 日	営業時間	開始 時 分
	至 年 月 日		終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	（電話 ）		
※受付欄		※経過欄	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第15号（第9条関係）

少量危険物貯蔵
指定可燃物取扱い
(廃止)届出書

飯田広域消防本部消防長 住所 届出者 氏名 年 月 日 (電話 番)				
貯蔵又は取扱いの場所	所在地			
	名称			
類・品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い 方法の概要				
貯蔵又は取扱場所の 位置構造及び設備の 概要				
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始 (廃止) 予定年月日				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 貯蔵又は取扱い場所の見取図を添付すること。

様式第 18 号 (第 11 条関係)

表 面

裏 面


第 号 年 月 日 交付

所 属 南信州広域連合
飯田広域消防本部・消防署

氏 名

生年月日

立 入 検 査 証



飯田広域消防本部消防長 印

5.5cm

9cm

この証票は、消防法第 4 条第 2 項 (同法第 16 条の 3 の 2 第 3 項、第 16 条の 5 第 3 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。)、火薬類取締法第 43 条第 4 項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条第 8 項に規定する立入検査を行う消防職員の身分を示すものである。

様式第19号（第14条関係）

<p>防 火 管 理 講 習 修 了 証</p>	
<p>交付日 年 月 日 交付（甲・再・乙）第 号</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>生年月日 年 月 日</p>	
<p>写 真 縦 3 cm × 横 2.4 cm</p>	<p>修了年月日 年 月 日</p> <p>消防法施行令第3条第1項第 号の規定による（甲・乙）種 防火管理（新規・再）講習の課程を修了したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">飯田広域消防本部 消 防 長</p> <p style="text-align: right;">印</p>